平成29年山形村議会第4回定例会

議事日程(第1号)

平成29年12月7日(木曜日)午前 9時00分開会

開会宣告

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

自 平成29年12月7日

(9日間)

至 平成29年12月15日

日程第 3 村長あいさつ

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 行政報告

日程第 6 陳情の委員会付託

《提案説明、質疑、討論、採決》

日程第 7 承認第3号

《提案説明、質疑、委員会付託》

日程第 8 議案第42号

日程第 9 議案第43号

日程第10 議案第44号

日程第11 議案第45号

日程第12 議案第46号

日程第13 議案第47号

日程第14 議案第48号

日程第15 議案第49号

日程第16 議案の委員会付託

出席議員(12名)

1番 大 池 俊 子 君 2番 上 条 浩 堂君 3番 新 居 禎 三 君 5番 小 林 武 司 君 6番 籠 利 男 君 7番 増 武 志君 田 濹 8番 大 月 民 夫 君 一 敏 君 9番 西 牧 10番 竹 野 入 恒 夫 君 11番 赤 羽 千 秋 君 12番 三 澤 一 男 君 13番 平 沢 恒 雄君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 本庄利昭 君 教 育 長 根橋範男 君

会計管理者 小林好子 君 総務課長 赤羽孝之 君

税務課長 村田鋭太 君 住民課長 塩原美智代 君

 保健福祉
 子育 て 百瀬尚代 君

 課
 長

建 設 水 道 課 長 篠原雅彦 君 教 育 次 長 上條憲治 君

総務課 宮越卓也 君財政係長

事務局職員出席者

事務局長 籏町通憲 君 書 記 神通川直美 君

◎開会宣告

○議長(平沢恒雄君) おはようございます。

これより、平成29年第4回山形村議会定例会を開会いたします。

本日の会議に先立ちまして、傍聴人に申し上げます。議会傍聴規則により、撮影、 録音等をする場合は事前に許可が必要となります。

なお、報道関係者から取材の申し込みがありましたので、これを許可しました。

◎開議宣告

○議長(平沢恒雄君) 全員が出席で定足数に達しておりますので、直ちに本会議に入ります。

(午前 9時00分)

◎議事日程の報告

○議長(平沢恒雄君) 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長(平沢恒雄君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、5番、小林武司議員、6番、籠田利男議員を指 名します。

◎会期の決定

○議長(平沢恒雄君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る10月20日開催の議会運営委員会において、本定例会の会期は、本日から 12月15日までの9日間にすべきものと決定しましたが、これにご異議ございませ んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 異議ないものと認めます。よって、今議会定例会の会期は、本 日から12月15日までの9日間と決定いたしました。

◎村長招集あいさつ

○議長(平沢恒雄君) 日程第3、村長より招集のあいさつをお願いします。 本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 本日ここに、平成29年山形村議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、年末を迎え、ご多用の中、全員のご出席を賜り、まことにありがとうございます。

最初に、9月の第3回定例会以降の諸般の情勢について申し上げます。

去る10月に行われました衆議院議員総選挙において、与党が3分の2を超える議席を確保し、11月1日に自由民主党、公明党の連立による第四次安倍内閣が発足いたしました。政府は生産性革命と人づくり革命を断行し、幼児教育の無償化を進め、社会保障制度を全世代型へ大きく改革するとしております。

本村としましても、国の動向を注視しながら、今後の村政運営や新年度の予算編成などに当たりたいと考えております。

次に、村政の主な施策の2点について申し上げます。

1点目としましては、地方創生の重要施策の1つであります地域おこし協力隊についてであります。

山形村としましては初めてとなります地域おこし協力隊1名を11月20日に採用いたしました。山形村の地域おこし協力隊の先駆けとして、村の魅力を全国へ発信するなど、これからの村づくりに力を発揮していただきますよう、ともに努めてまいりたいと考えております。

2点目でありますが、来年度に向けての行政組織の見直しであります。

子育てに関する施策については、児童福祉部門と教育委員会が連携し、一体として 子育て支援を推進していくことが望ましいと考えております。

来年度から子育て支援課を教育委員会事務局の中に置くため、組織改編の準備を現

在進めておりますので、ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

さて、本定例会で審議をいただく議案でありますが、衆議院議員選挙にかかわる補 正予算の専決処分の承認が1件、本年度の人事院勧告に伴う条例の一部改正が3件、 平成29年度予算の補正が5件の、合わせて9件であります。いずれの議案もよろし くご審議をいただき、ご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後に本定例会の一般質問を日曜議会として開催するなど、議会の活性化のため議員各位の日ごろのご尽力に対し、深く敬意を表し、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎諸般の報告

○議長(平沢恒雄君) 日程第4、諸般の報告を行います。

議長活動状況の報告につきましては、印刷してお手元に配付のとおりですので、ご 了承ください。

例月出納検査結果以下の報告につきましては、議会事務局から報告させます。 神通川書記。

(事務局書記朗読)

◎行政報告

○議長(平沢恒雄君) 日程第5、行政報告を行います。

村長より報告願います。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 行政報告の工事の発注状況についてでありますが、お手元に配付をされております資料の「工事の発注状況」をご覧いただき、報告にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎陳情の委員会付託

○議長(平沢恒雄君) 日程第6、陳情の委員会付託を行います。

本日までに受理しました陳情は、29陳情第3号「『若い人も高齢者も安心できる年 金制度を求める意見書』の採択を求める陳情書」の1件であります。

本日提案されました陳情については、会議規則第92条の規定により、お手元に配付の陳情付託表のとおり、福祉文教常任委員会に付託し、審査願うことにいたします。

◎承認第3号

○議長(平沢恒雄君) 日程第7、承認第3号「平成29年度山形村一般会計補正予算 (第4号)の専決処分報告について」を議題とします。村長の提案説明を求めます。 本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 承認第3号「平成29年度山形村一般会計補正予算(第4号) の専決処分報告について」の提案説明を申し上げます。

平成29年度一般会計補正第4号について、特に緊急を要するために、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めましたので、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成29年10月3日に専決処分を行いました。同条第3項の規定により、これを議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

この一般会計補正予算第4号は、歳入歳出予算の補正をするもので、歳入歳出414 万9,000円を追加し、補正後の予算総額は34億7,762万5,000円となりました。

歳入予算は県支出金に414万9,000円を追加いたしました。歳出予算では、衆議院議員の選挙費に414万9,000円を追加いたしております。

詳細につきましては、補正予算及び補正予算に関する説明書のとおりでございます。 ご審議の上、ご承認を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長(平沢恒雄君) 以上で、村長の提案説明が終わりました。

ここで、議案審査についてお諮りします。

12月1日に開催されました議会運営委員会において、承認第3号については、委員会付託を省略し、本会議で審査することと決定しましたが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) ご異議ないものと認めます。

よって、承認第3号につきましては、委員会付託を省略して、議会本会議において

審査することに決定しました。

それでは承認第3号の議案について、質疑のある議員の発言を許します。 大月民夫議員。

○8番(大月民夫君) 8番、大月です。承認に当たりまして、1点だけ詳細説明もしくは補足説明をお願いしたい事項がありますので、よろしくお願いいたします。

ページ数で8ページになりますが、18節「備品購入費」の欄でございますけれど も、「非常時用発電機」ということで謳われておりますが、選挙にかかわる備品という ことで、もう少し詳細説明を頂戴したいと思います。

- ○議長(平沢恒雄君) ただいまの質問に対し、答弁願います。 赤羽総務課長。
- ○総務課長(赤羽孝之君) この備品購入でございますけれども、「非常用発電機」ということで、投開票のときに、万が一停電というようなケースもございますので、それに備えるためのものでございます。今まで使っていたものが老朽化したということもございますけれども、そんな関係で、新規に購入したものでございます。
- ○議長(平沢恒雄君) 大月議員。
- ○8番(大月民夫君) 内容はわかりました。それでちょっとお伺いしたいのですが、 今回は国政選挙ということで、県支出金の選挙委託金で全て賄えたという形になるわけですが、例えばこれが村長選、もしくは村議選というようなケースの場合でしたら、 この費用、同じように使う場合は一般財源からという形になろうかと思います。

そういった意味で、こういった選挙、これからも続く選挙のときに使う備品みたいなもの、こういった県支出金を適用しながら更新とか新規購入でやっていくことは間違いではもちろんないと思いますし、そうあるべきだと思うのですが、この県支出金の制度というか、上限、これ以上はだめだとか、こういったものには使えないとか、そんな制度がもしあるのだったら、お聞かせをいただきたいと思います。

- ○議長(平沢恒雄君) 本庄村長。
- ○村長(本庄利昭君) 大月議員ご指摘、ご質問の件ですけれども、国・県の選挙の場合には当然、国・県の仕事を村が請け負うというのか、委託されて行うというふうになりますので、やはり国・県の基準に沿って、その中で予算を立てて執行していくというふうになりますので、その範囲の中で、今の質問にありましたそういった村の選挙にも使うし、国・県の選挙にも使うというような、備品類であったり、消耗品あったり、当然あるわけでありますけれども、地方自治体の末端の自治体としましては、

国・県の選挙のほうの費用をできるだけ有効に使って、自主財源のほうは倹約と言いますか、できるだけ抑えるような形で進めておりますので、そんなことでご承知をお願いしたいと思います。

- ○議長(平沢恒雄君) 大月議員よろしいですか。
- ○8番(大月民夫君) 結構です。
- ○議長(平沢恒雄君) ほかに質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 質疑ないようですので、以上で質疑を終結します。 次に、討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- ○議長(平沢恒雄君) 討論ないので、討論を終結し、直ちに採決します。 承認第3号について、原案のとおり承認することに賛成の議員はご起立を願います。 (賛成者起立)
- ○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、承認第3号「平成29年度山形村一般会計補正予算(第4号)の専決処分報告について」は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第42号から議案第44号

○議長(平沢恒雄君) 日程第8、議案第42号から日程第10、議案第44号まで、 一括して議題とします。

書記をして各議案の朗読を行います。

神通川書記。

(事務局書記朗読)

○議長(平沢恒雄君) ただいま一括議題といたしました議案第42号から議案第44 号の議案について、村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 議案第42号から議案第44号までの給与関係の条例改正3件 について提案説明を申し上げます。

まず、議案第42号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を

改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

人事院勧告に基づき、一般職に準じて期末手当を 0. 05月分引き上げる改正でございます。なお、平成 29年度においては、12月支給分に 0. 05月を引き上げ、平成 30年度以降については、引き上げ分を 6月と 12月にそれぞれ 0. 025月を振り分ける内容となっております。

次に、議案第43号「特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正 する条例について」の提案説明を申し上げます。

人事院勧告に基づき、一般職に準じて期末手当を 0.05月分引き上げるもので、 平成 29年度においては、12月支給分に 0.05月を引き上げ、平成 30年度以降 は、引き上げ分を 6月と 12月にそれぞれ 0.025月を振り分けるという内容になっております。

次に、議案第44号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

人事院勧告に基づきまして、民間の給与水準に準拠できるよう改正を行うものであります。給与月額については民間給与との差額を埋めるために、俸給表を400円引き上げを基本に改正し、平均改定率は0.2%であります。

勤勉手当については、民間の特別給の支給割合との均衡を図るために、支給月数を 0.1カ月分引き上げるもので、平成29年度については12月支給分に0.1カ月 分を引き上げ、平成30年度以降は引き上げ分を6月と12月にそれぞれ振り分けま して、0.05カ月分を支給するという内容であります。

以上、議案第42号から議案第44号まで、人事院勧告に基づく給与関係の条例改 正3件についての提案説明を申し上げました。ご審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長(平沢恒雄君) 村長の提案説明が終わりました。

ここで担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

議案第42号についての詳細説明はありますか。

- ○総務課長(赤羽孝之君) ありません。
- ○議長(平沢恒雄君) 議案第43号についての詳細説明はありますか。
- ○総務課長(赤羽孝之君) ありません。
- ○議長(平沢恒雄君) 議案第44号についての詳細説明はありますか。
- ○総務課長(赤羽孝之君) ありません。
- ○議長(平沢恒雄君) 以上で、詳細説明は終わりました。

これより、日程第8、議案第42号についての質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

上条議員。

○2番(上条浩堂君) 2番、上条浩堂です。議案第44号のについてちょっとお尋ね しますが、おしまいのほう、新旧対照表が、第2条関係についておりまして、その中 の勤勉手当のところでちょっと……。

わからない? 議案第44号のおしまいから2枚目のところ。44号……。

○議長(平沢恒雄君) 上条議員の質問は取り消しといたします。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑ありませんか。

一括です。第42号から第44号まで一括です。

上条議員。

- ○2番(上条浩堂君) 質疑を続けます。議案第44号のおしまいから2枚目の勤勉手 当のところをちょっとご覧いただきたいと思うのですけれども、この新旧対照表によ ると、現行は6月に支給する場合は100分の85、12月に支給する場合は100 分の95、これが改正案では一括100分の90となっているのだけれども、これで は引き上げにならないとちょっと感じてしまったのだけれども、これでちゃんと引き 上げになっているのかどうか、その説明をお願いしたい。
- ○議長(平沢恒雄君) 赤羽総務課長。
- ○総務課長(赤羽孝之君) これにつきましては、提案説明でも申し上げましたとおりに、29年度の12月期につきましては、0.1カ月を上げて0.95ということで、30年以降につきましては、それぞれ0.25ずつを振り分けるということで、勤勉手当、6月それから12月ともに0.9という意味合いのものでございます。
- ○議長(平沢恒雄君) 上条議員。
- ○2番(上条浩堂君) 結果として民間のいっている100分の0.1だかが上がっていると、そういう解釈でよろしいのか。
- ○議長(平沢恒雄君) 赤羽総務課長。
- ○総務課長(赤羽孝之君) そのとおりでございます。
- ○議長(平沢恒雄君) ほかに質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 質疑ないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第45号から議案第49号

○議長(平沢恒雄君) 次に日程第11、議案第45号から、日程第15、議案第49 号を一括して議題とします。書記をして各議案の朗読を行います。

神通川書記。

(事務局書記朗読)

○議長(平沢恒雄君) ただいま一括議題といたしました議案第45号から議案第49 号の議案について、村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 議案第45号から議案第49号までの平成29年度補正予算5 件についての提案説明を申し上げます。

まず、議案第45号「平成29年度山形村一般会計補正予算(第5号)」の提案説明 を申し上げます。

この一般会計の補正予算(第5号)は、歳入歳出予算、債務負担行為及び地方債の 補正を行うものであります。

第1条の歳入歳出予算の補正は、歳入歳出に2,577万円を追加し、補正後の予算総額は35億339万5,000円とするものであります。

第2条の債務負担行為の補正は、役場庁舎照明機器借上料を追加するものであります。

第3条の地方債の補正は、全国瞬時警報システム整備事業を追加し、道路舗装補修 事業については、限度額を変更するものであります。

主な内容は、歳入予算では地方交付税に749万9,000円、国庫支出金879万2,000円、 県支出金400万6,000円、諸収入に826万4,000円などを追加する一方、村債280万円を減 額いたしました。

歳出予算では、人事院勧告に基づく差額支給等により、議員、特別職の職員、一般 職の職員の人件費について各費目に追加計上いたしております。

目的別に見ますと減額となったのは、総務費で539万4,000円、農林水産業費で641 万4,000円、土木費で735万円とする一方、追加となったのは民生費で3,831万5,000円、 衛生費で423万4,000円、教育費で105万7,000円などをそれぞれ計上いたしております。 詳細につきましては、補正予算及び補正予算に関する説明書のとおりでございます。 ご参照いただきたいと思います。

次に、議案第46号「平成29年度山形村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」 の提案説明を申し上げます。

国民健康保険特別会計の補正予算第2号は、歳入歳出ともに、1,488万1,000円を追加し、総額を12億2,981万8,000円とするものです。

歳入予算の主なものは、前期高齢者交付金に2,177万2,000円を追加し、繰入金に1,121万2,000円を減額いたしております。

歳出予算では、後期高齢者支援金に1,434万4,000円、支払準備基金積立金に1,095万円を追加し、償還金571万1,000円と予備費237万5,000円を減額いたしております。

次に、議案第47号「平成29年度山形村介護保険特別会計補正予算(第3号)」の 提案説明を申し上げます。

平成29年度介護保険特別会計補正予算第3号は、歳入、歳出それぞれ1,849万2,000円を追加し、総額では7億8,965万3,000円とするものであります。

歳入予算では、介護保険料に454万8,000円、国庫負担金に348万4,000円、支払基金 交付金に487万7,000円、県負担金に217万7,000円、一般会計繰入金に222万5,000円な どをそれぞれ追加計上をいたしております。

歳出予算では、介護給付費の地域密着型介護サービス給付費に1,300万円、介護予防サービス給付費に400万円の追加を行っております。

次に、議案第48号「平成29年度山形村清水高原簡易水道特別会計補正予算(第3号)」の提案説明を申し上げます。

清水高原簡易水道特別会計補正予算第3号では、歳入歳出にそれぞれ340万円を追加 し、総額では5,367万5,000円とするものであります。

歳入予算では、使用料及び手数料を20万円、村債を320万円追加計上をしております。 歳出予算では、経営管理費の需用費を20万円、導水管布設工事の増工に伴いまして、 工事請負費を320万円増額しております。

次に議案第49号「平成29年度山形村水道事業会計補正予算(第3号)」の提案説明 を申し上げます。

水道事業会計補正予算第3号は、人事院勧告に伴う人件費の補正を行うものであります。

内容といたしましては、職員2名分の給料、手当13万3,000円、共済費で5万円の計

18万3,000円の増額補正いたしております。財源としましては、水道事業収益からの充 当を見込んでおります。

以上、議案第45号から議案第49号までの平成29年度の補正予算5件について、 提案説明を申し上げました。詳細につきましては、それぞれ補正予算及び補正予算に 関する説明書のとおりでございます。ご審議を、よろしくお願い申し上げます。

○議長(平沢恒雄君) 村長の提案説明が終わりました。

ここで担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

議案第45号についての詳細説明はありますか。

赤羽総務課長。

〇総務課長(赤羽孝之君) それでは議案第45号、一般会計補正予算第5号の詳細説明を行います。

議案書の1ページをご覧いただきたいと思います。

この5号補正でありますけれども、歳入歳出予算の補正、それから債務負担行為の 補正、地方債の補正ということで、3項目であります。

最初に、歳入歳出予算の補正であります。7ページをご覧いただきたいと思います。 7ページ「事項別明細書」でございます。

補正額で、歳入歳出総額2,577万円を追加するものであります。

最初に歳入であります。主なもののみ説明をいたします。

中段の9「地方交付税」の関係でありますが、特別交付税で7,499万円を追加いたしております。

その3行下でありますが13「国庫支出金」であります。879万2,000円の追加であります。自立支援、介護給付費、それから保育給付費負担金等の増額に伴う国庫支出金であります。

その下の14「県支出金」ですが、先ほどの国庫支出金に関係するものでございます県分でございます。それから国庫、それと国保基盤安定負担金の増額にかかわる部分で400万6,000円の追加であります。

それから、下から2行目19「諸収入」でございますが、広域施設組合分担金の精算払戻し分でございまして、826万4,000円の追加であります。

最後の20の「村債」ですけれども、グリーンロードの舗装補修事業完了に伴いま しての減額等で280万円の減額となっております。

次に9ページの歳出をご覧いただきたいと思います。

上から2行目の2の「総務費」ですけれども、539万4,000円の減額であります。これにつきましては、人件費の減額が主なものであります。

次に「民生費」ですけれども、3,831万5,000円の追加であります。主なものは、保 健福祉センターの設備等の修繕、それから歳入にもありました国庫支出金を伴う自立支 援、介護給付費及び保育給付費負担金の増額であります。

4の「衛生費」でありますが、国保会計の繰り出し金等で423万4,000円の増額であります。

それから6の「農林水産業費」ですが、641万4,000円の減額であります。新規就農 支援事業の関係、それから多面的機能支払制度の確定によるものが主なものであります。

8の「土木費」でございますが、735万円の減額です。これにつきましては、社会資本整備にかかわる橋梁点検委託料の減額等によるものが主なものであります。

それから 10 の「教育費」でありますが、修繕費及び消耗品等で105 万7,000 円の追加であります。

次に戻っていただいて、予算書5ページになります。債務負担行為の補正でありま す

「役場庁舎照明機器借上料」であります。これにつきましては、役場の照明機具を LED化にするもので、平成30年度から平成36年度までの7年間の債務負担をする ものでございます。年間152万2,000円で、総額1,065万4,000円となっております。

工事につきましては、平成30年2月に実施する予定でおります。

また、平成30年度以降につきましても、村内にある街灯、それからふれあいの館など、公共施設についても、順次LED化に向けた事業を計画しているところでございます。

次に地方債の補正であります、6ページでございます。

初めに、全国瞬時警報システム、J-アラートですけれども、システム更新を全国 一斉に行うということで、緊急防災・減災事業債の190万円を限度として借り入れるもの でございます。

またその下の公共事業債で、道路舗装・補修事業の関係のグリーンロードですけれ ども、先ほど申し上げましたように、工事の完了によりまして、470万円を減額するもの でございます。

以上であります。

○議長(平沢恒雄君) 議案第46号についての詳細説明はありますか。

- ○住民課長(塩原美智代君) ありません。
- ○議長(平沢恒雄君) 議案第47号についての詳細説明はありますか。
- ○保健福祉課長(堤 岳志君) ありません。
- ○議長(平沢恒雄君) 議案第48号についての詳細説明はありますか。
- ○建設水道課長(篠原雅彦君) ありません。
- ○議長(平沢恒雄君) 議案第49号についての詳細説明はありますか。
- ○建設水道課長(篠原雅彦君) ありません。
- ○議長(平沢恒雄君) 以上で、詳細説明が終わりました。

これより日程第11、議案第45号から議案第49号について一括して質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

上条議員。

- ○2番(上条浩堂君) 上条です。議案第45号一般補正の27ページをお願いします。 農林水産業費の中、区分でいうと19、負担金、補助、その説明、農業人材力強化 費、これの450万円の減額についてお尋ねしたいのですけれども、それは、そういう応 募がなかったとか、そういうことかもしれないけれども、こういう一般財源は伴わな いこういう事業に村としてどういう取り組みをしているのか。それでこの450万円の減 額の理由をお聞かせ願いたい。
- ○議長(平沢恒雄君) 藤沢産業振興課長。
- ○産業振興課長(藤沢洋史君) ただいまのご質問でございますけれども、減額の理由 につきましては、年度当初の見込みとしましては8人の方に支給を予定してございました。その内訳として継続で受ける方が6名、新たに受ける方が2名というような見込みでおりましたけれども、新規のお二人が今後見込みがないということで、今回減額をさせていただいているものと、あと、お一人の方が、農業所得による要件がございまして、その要件に達しているものですから、農業所得250万というような計画を達成しているために、今回交付対象者から外れているといったような内容もございまして、3名の方が減といった内容になってございます。

村でどのような取り組みをということでございますが、国の制度でございますので、 ご本人が手を挙げていただくというのが一番でございます。これに伴って、対象者に するかどうかというのは今、農業改良普及センターにも入っていただいて、農業の計 画についての審議をした上で、該当者となるかならないかといったような審査をさせ ていただいているといったような状況です。

一応、そのような内容で、今現在8名見込んだものが3名の方が支給のほうがされないといった内容の中で減額ということになっております。

以上です。

- ○議長(平沢恒雄君) 上条議員。
- ○2番(上条浩堂君) 説明はよくわかりましたけれども、やはり村の基幹産業たる農業の今後の推進力の大きな力となるこの事業、やはり村としてももっと推進していく体制を整えてもらいたい。以上であります。
- ○議長(平沢恒雄君) 要望でよろしいでしょうか。 ほかに質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 質疑ないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案の委員会付託

○議長(平沢恒雄君) 次に日程第16、議案の委員会付託を議題といたします。 本日提出されました議案第42号から議案第49号については、お手元に配付の議 案付託表のとおり、各常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、こ れにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) ご異議ないものと認めます。よって、議案付託表のとおり、各 常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

◎散会宣告

○議長(平沢恒雄君) 以上で、本日の本会議の日程はすべて終了いたしました。 本日の本会議はこれにて閉議し散会といたします。

(午前 9時47分)